

人口 1,600 人の町の、“一人目の広報”になる。

まちの編集長 募集要項

町の挑戦を見つけて、言葉にして、届ける。

北海道北竜町、まちの広報部を立ち上げる「一人目の広報」を募集します。

(委託型：北竜町地域おこし協力隊 募集要項)

1. はじめに

北海道北竜町は、人口約 1,600 人の町です。

いま、町では、たくさんの挑戦が同時に動いています。20 億円規模のまちづくり、「北竜ひまわりホールディングス」で目指す未来につながるまちづくりプロジェクト、義務教育学校と図書館などが一体となる新しい学びの拠点「わくわく未来創造館（仮称）」、子どもの育つ力を信じる「子育て保育」、子どものためのテクノロジー拠点「ひまリエ」、200 万本のひまわり、ひまわりライスをはじめとする安全・安心なお米――。

伝えたい素材は、あふれるほどあります。

けれど、それらを町の外へ継続的に届けていく仕組みは、まだ十分に整っておりません。

今回募集するのは、町に入り、人に会い、素材を見つけ、言葉にして、HP・note・SNS・新聞・TV・プレスリリースなどへ届ける仕組みをつくる、北竜町の“一人目の広報”です。

2. 募集職種・人数

募集職種

まちの編集長（ローカルキャリアパートナー）

- 地域おこし協力隊【委託型】を活用して募集・配置するものです。

- 「ローカルキャリアパートナー」は、従事する業務内容を明確化し、責任を持った活動をしやすくするために定めた、北竜町独自の名称です。

募集人数

若干名

3. この仕事のミッション

北竜町の広報機能を、ゼロから設計し、立ち上げることです。

SNS の投稿作業を担う「投稿係」の募集ではありません。

町を歩き、人に会い、話を聞いて素材を見つけ、何がニュースになるか、どう伝えたとより多くの方に届けることができるかを考え、どの媒体で、誰に、どの順番で届けるかを設計する。そして任期後も町に残る「まちの広報部」の仕組みを整える。それがこの仕事のミッションです。

4. 業務内容

中心となるのは、町にある素材を見つけ、編集し、届け、仕組みとして残す仕事です。主な業務は、次の 3 つです。

1 | 見つける・編集する — 町の挑戦を、言葉にする

町の取り組みや日常から、まだ知られていない価値を見つけます。その背景や魅力を整理し、伝える相手に合わせて、記事や投稿の企画・言葉へと編集します。

- 町内のプロジェクトや、まちづくりに関わる人への取材・ヒアリング
- SNS・Web 等を用いた、まちづくり活動や地域情報等の発信
- 「北竜ひまわりホールディングス」で目指す未来につながるまちづくりプロジェクトの実行や、目指す姿の実現のための活動

仕事のイメージ：役場職員や農家さん、事業者に話を聞きに行く／進行中のプロジェクトの記事や投稿のかたちにする／町の日常から「伝わる切り口」を見つける

2 | 設計する・届ける — まちの広報機能をつくる

HP、note、SNS、新聞・TV、プレスリリースなど、媒体ごとの役割と発信の順番を組み立て、まちの広報機能を設計・実施します。

- まちの広報機能（発信媒体・訴求軸・魅せ方など）の設計・実施

- 関係人口の創出・拡大・深化や、コミュニティの構築・活性化・運営に関する取組の企画立案・実施
- 募集時に提案した事業や、着任後に企画提案し、町が了解した事業の実施

仕事のイメージ：ターゲット別に「誰に・何を・どの媒体で」を整理する／プレスリリースやメディア対応の型をつくる／発信の反応を見ながら優先順位を見直す

3 | 残す・伴走する－任期後も続く仕組みにする

自分がいなくなっても発信が続くように、町民や町職員が発信しやすい型をつくり、伴走します。

- 町民や団体等が行う、新しいまちづくり事業やイベント等の企画・運営のサポート
- 町民や町職員等に対するデジタル活用の支援、デジタルリテラシーの向上に資する活動
- 町、町民、各種団体、地域再生推進法人等と連携した業務の実施

仕事のイメージ：職員向けに発信のフォーマットやガイドラインをつくる／町民の発信をサポートする／広報の仕組みを「町に残る資産」として整える

仕事の進め方

- まず知る：町を歩き、人に会い、関係をつくる
- 小さく試す：できるところから試験的な発信を始める
- 型をつくる：発信の優先順位と、北竜町らしい型を整える
- 残す：任期後も町に残る仕組みへ育てる

5. 着任後のロードマップ

着任直後から完璧な発信を求めるものではありません。最初は、取材と関係づくりから始めてください。

～3 か月

取材や交流を通して、町への理解を深めながら、できるところから試験的な発信を始め、発信のリズムと土台をつくります。

～6 か月

発信の優先順位と、北竜町らしい発信の型をつくります。

1 年目～

HP、note、SNS、新聞・TV、プレスリリース等の仕組みを回しはじめます。発信媒体・訴求軸・魅せ方の原型が見えている状態を目指します。

任期後

広報の仕組みが町に残ることを、この仕事の成果とします。

6. この仕事ならではの魅力

- 人口 1,600 人の町の広報を、方針から設計し、編集できる（分業化された組織では経験しにくい、一気通貫の広報）
- 20 億円のまちづくり、新しい学びの拠点、子育て保育など、書くことに困らないほど素材がある
- 町長・役場・地域再生推進法人と近い距離で、挑戦のサポートができる
- 自分が設計した仕組みが「まちの広報部」として町に残る

7. 求める人物像

- 広報・編集・SNS・マーケティングの経験を、北竜独自の広報機能づくりに活かしたい方
- 投稿作業だけでなく、企画・編集・発信設計に関わりたい方
- 人から話を聞き、素材を見つけることが好きな方
- 完成した正解を持ち込むのではなく、町や現場を見ながら、北竜町に合う発信を考えられる方
- 北竜町のまちづくりやプロジェクトに深い理解と共感を持ち、自ら学ぶ意欲の高い方

8. 応募資格

必須要件

次の要件を、すべて満たす方を対象とします。

- 広報、編集、ライティング、SNS 運用、PR、マーケティングのいずれかの実務経験がある方
- 現在、都市地域等（※）に居住している方で、生活拠点を北竜町へ移し、住民票の異動ができる方
- 地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当しない方

- 心身ともに健康で、地域住民や役場職員、関係者等とコミュニケーションを図りながら、積極的かつ誠実に活動できる方
- 応募時の年齢が、概ね 20 歳以上の方
- 業務委託期間を全うする意思があり、契約期間終了後も、北竜町の定住人口・関係人口となって、継続的に活動・活躍する意欲のある方
- 普通自動車運転免許証を所持している方（もしくは取得見込みの方）
- パソコンの一般的な操作（Word、Excel、PowerPoint 等）や、SNS（X、Instagram、Facebook、LINE など）を利用した情報発信ができる方
- 土日祝日の活動や夜間の会議など、不規則な時間の業務に、極力対応できる方

※ 都市地域等の詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください（総務省 HP 参照：https://www.soumu.go.jp/main_content/000998435.pdf）

歓迎する経験

次のうち、いずれか一つでも活かせる経験があれば歓迎します。すべてを満たす必要はありません。

- 広報方針や発信計画を考えたり、企画から取材・制作・発信まで一連の業務を担った経験
- オウンドメディア（note・ブログ・HP 等）の企画・運用経験
- メディアリレーション、プレスリリース作成、取材対応の経験
- ブランドの立ち上げや、プロジェクト広報に関わった経験
- 写真、動画、デザイン、広告運用などの周辺スキル

9. 委嘱形態

- 町が地域おこし協力隊として委嘱し、個人事業主として町と「業務委託契約」を締結します。
- 町との雇用関係はありません。
 - ※ 雇用保険は加入しません。
 - ※ 国民健康保険や国民年金等は、自己加入となります（活動経費による補助あり。「12. 委託料・活動経費」参照）。
 - ※ 傷害・損害賠償保険で、活動中の事故等に適用される保険の加入をお勧めします。
- 業務遂行に支障とならない範囲で、副業は可能です。

10. 委嘱日・期間など

- 委嘱日は、2026 年（令和 8 年）12 月 1 日を予定しています。
（委嘱日については相談により変更も可能です。）
- 期間は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の 3 月 31 日までとします。
- 活動状況や実績を勘案して、最長 3 年まで更新することができます。
- 次年度以降の委託契約の更新については、町と隊員が協議の上決定します。
- 次の(1)から(8)に該当する場合は、委嘱期間中であっても、委嘱を取り消すことがあります。
 - (1) 身体上の障害、疾病その他健康上の理由により、本業務の遂行に著しい支障を生じ、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (2) 医師の診断その他客観的な事実により、本業務の継続が困難であると判断したとき。
 - (3) 契約で定める業務内容を正当な理由なく履行しないとき、又は著しく不十分な履行にとどまるとき。
 - (4) 連絡不通、又は報告義務違反等により、業務遂行に支障を及ぼしたとき。
 - (5) 不正行為、虚偽申告、又は契約上の義務に違反する行為を行ったとき。
 - (6) 飲酒運転、暴力、ハラスメント、その他社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。
 - (7) 町民税、軽自動車税、国民健康保険料、町営住宅家賃、水道料金等、町に係る公租公課や、町への金銭債務を正当な理由なく滞納したとき。
 - (8) 他者との信頼関係を、著しく損なう行為があったと認められるとき。
 - (9) その他、前各号に準ずる事由により、本業務を継続することが不適當であると認めるとき。

11. 活動時間など

- 活動日数：原則、月 19 日程度（平日）とします。
- 活動時間：原則、1 日 7.5 時間程度とします。
 - ※ 上記は、活動状況や、特殊事情（起業準備、キャリア形成等の学び、病気等健康上の理由など）によって変動することがあります。
- 町から依頼された業務で、通常の活動時間外（夜間・土日祝日）に行う業務は、活動日数に含まれます（振替の扱いとし、原則、2 ヶ月程度の中で調整）。

- 但し、活動時間を大幅に超える業務や、地域再生推進法人から依頼された業務については、別途、委託者からその費用が支払われるケースがあります。

12. 委託料・活動経費

委託料と活動経費をあわせて、月額約 45 万円（年 550 万円上限）を支払います。

※ 広告・LP に記載の「月額 45 万円（活動費込み）」は、以下の委託料（人件費相当分）と活動経費の合計の月額換算です。

委託料（人件費相当分）

- 年 350 万円（上限）を支払います（月額ベースでは、約 291,600 円となります）。
- ※ 雇用関係はないため、賞与、住居手当、通勤手当はありません。

活動経費

- 別途、委託料の形で、年 200 万円（上限）を支払います（月額ベースでは、約 166,600 円となります）。
- その内容（内訳例）としては、
 - ① 家賃・暖房費相当：55,000 円
 - ② 車両リース代・燃料費相当：40,000 円
 - ③ 町内活動旅費等：10,000 円
 - ④ PC・通信端末等借上料：15,000 円
 - ⑤ 通信費（携帯電話・WiFi など）：15,000 円
 - ⑥ 国民健康保険料・国民年金保険料（支払額の 1/2 相当）：25,000 円
 - ⑦ 業務や作業に必要な道具類・事務用品・損害保険料等：6,600 円
- 活動費に係る書類（例：賃貸契約書、領収書、口座引落もしくは振込計算書、納付書、レシートなど）の提出は、特に求めませんが、町から依頼のあった場合は、ご提示いただく場合があります。
- 通常の電気代・上下水道代、日用品費等は、自己負担となります。

引っ越し費用

- 委嘱日前（業務委託契約に基づく業務開始日）の引っ越しに必要な経費は、町、もしくは、地域再生推進法人が負担します。

13. 活動を支える体制

一人に丸投げする仕事ではありません。北竜町の「関係人口の創出・拡大・深化」と隊員のキャリア形成を支えるため、配属先のチームによる支援と、北竜町独自のサポートメニューを用意しています。

日々の体制

- 配属は、まち未来戦略課です。業務推進のための協議、指示、アドバイス等については、町職員の役職者（総合政策官、地方創生推進官、課長、参事、課長補佐、係長）が、OJT の形で行います。
- 隊員のキャリアアップや専門性の向上のために、メンターを配置し、業務とミッション実現のためのサポートを行います。
- まちづくりプロジェクト等に係る、民間高度人材や、スペシャリスト等との交流や、意見交換、アドバイスの機会を設けます。

キャリア形成のサポート（基本サポート事項）

- 隊員のキャリア育成やスキルアップに資する研修、セミナー・プログラム・イベント・交流会等へ参加するための旅費（交通費・宿泊費など）については、年間 300,000 円を限度に支給します。
- 上記以外の先進地視察、現地調査、会議・協議等に伴う出張で、町職員と同行するケースについては、年間限度額に含めず、所要額（旅費：実費）を、別途支給します。
- 研修等の受講料・参加費、キャリア育成・スキルアップ、起業に向けた資格の取得費、検定料等については、年間 500,000 円を限度に支給します。

ローカルキャリアパートナー独自のサポート事項

- 役場職員で構成する、所属横断的な政策プロジェクトチーム（例：デジタルタウンデザインチーム、子ども子育てビジョン検討チームなど）に、希望に応じて参加することができます。
- 募集時に提案した事業や、着任後の活動の中で企画提案した事業のうち、町が特に重要と考える事業については、「イニシアティブプロジェクト」と位置づけ、プロジェクトリーダーとして、町職員と協働しつつ、企画実行（実行プランの作成・修正、民間企業等との連絡調整、予算執行、KPI の設定・達成など）を担うことができます。
- 隊員の総合的なキャリアデザインの観点から、隊員が希望する場合には、総務課、こども・暮らし応援課、産業課、教育委員会等の業務に、概ね 3 カ月～6 カ月を目安に、兼務として関わることができます。
- 町職員と協働で取り組む業務で、隊員の車両を使用し、町外出張した場合の燃料費、高速道路使用料、駐車料金等の実費は、別途、支払います。
- 業務の評価（プロセス評価、成果の評価・検証、課題や今後のキャリア形成に向けたアドバイスなど）については、所属内だけでなく、360 度評価や、外部メンター評価を導入し、「評価レポート」を作成・提示します。

14. 任期後のキャリア

- 任期は、地域おこし協力隊の制度にもとづき、最長 3 年です。

- 任期後のキャリアは、ご本人の希望を伺いながら一緒に考えていきます。個人委託や集落支援員制度の活用など、町との関わりを続ける選択肢もあります。
- 委嘱後（業務委託期間）2年以上を経過し、隊員が希望し、かつ、町からも要請された場合には、「フューチャープロジェクトディレクター」（総務省「地域プロジェクトマネージャー」制度を活用：委嘱期間は3年以下：町の会計年度任用職員：報償費680万円：1自治体2名以内）として、町の重要プロジェクトの責任者として、活躍・活動することができる可能性があり、自身のキャリアアップにもつながります。

15. 応募書類・応募方法

応募書類

1. まちの編集長（ローカルキャリアパートナー）応募用紙※様式1
 2. 活動計画書（業務企画提案書）※様式2or 独自作成資料
 3. 住民票（本籍記載あり、マイナンバー記載不要：発行から3ヶ月以内のもの）
 4. 運転免許証のコピー
 5. その他の自己PR資料（様式等は任意です）
- 応募書類のフォーマットは、北竜町ホームページからダウンロードできます。

活動計画書で伺いたいこと

- これまでの広報・編集・SNS・マーケティング等の経験のうち、本募集で活かせること
- 北竜町の”一人目の広報”として、実現してみたいこと
- 着任後の3か月～1年で、試してみたい発信や取り組み
- いまの北竜町の情報発信について感じる課題と、その改善の切り口

補足事項

- 提出された書類等は、返却いたしません。
- 取得した個人情報、この募集以外の目的には使用しません。
- 募集、選考に係る費用（郵送料、交通費など）については、応募者の負担となります。
- メールで提出する場合は、2～5については、PDFファイルで結構です。
- 5については、論文要旨、作品概要、研究実績概要、画像、新聞記事、説明資料等を想定しており、原則A4サイズ（PDFファイル可）で、提出してください。なお、推薦状、紹介状は受け付けません。
- 内定通知後に「納税証明書（個人市町村民税）」（取得可能な最新年度のもの）を提出していただきます。

応募方法

- 電子メール、または、郵送、持参でお願いします。
- いずれの方法でも、募集期間の末日（17:00）必着です。
- 電子メールで提出する場合は、件名を【委託型地域おこし協力隊応募】としてください。
- メールアドレスは、kikakushinkou@town.hokuryu.hokkaido.jp です。

16. 募集期間

2026 年 8 月 26 日（水）（オンライン説明会終了後）～2026 年 9 月 16 日（水）17:00 必着

17. 選考の流れ

応募前に：オンライン説明会・個別相談

応募を迷っている方向けに、オンライン説明会を開催します（顔出し不要・アーカイブ視聴可）。仕事内容や条件、町の暮らしについて、応募前に確認いただけます。

- ・オンライン説明会 2026 年 8 月 26 日（水）19:00～20:00

※オンライン説明会およびアーカイブ動画視聴は以下よりお申し込みください。

<https://www.hokuryu-hokkaido.jp/lp/koho>

※オンライン説明会参加の際の名前の表示は、「苗字のみ」もしくは「ニックネーム」でお願いします。

※運営上不適切な行為や発言等があった場合には、運営事務局の判断で退室等の処理をさせていただきますので、ご了承ください。

※オンライン説明会の動画は、終了後速やかに視聴できるようにし、ご案内しますので、応募の参考にしてください。

選考

1. 第 1 次選考：書類審査
 - － 提出された書類をもとに、選考を行います。
2. 第 2 次選考：オンライン面接【9 月下旬開催予定】
 - － 最大 1 時間程度行います。
 - － 日時は、別途調整（相談）させていただきます。

- 自己紹介、経歴、スキル等のほか、志望動機や活動計画等についてお伺いいたします。
- 3. 最終選考：北竜町での面談【10月下旬開催予定】
 - 日時は、別途調整（相談）させていただきます。
 - 北竜町訪問に係る旅費は、負担（実費相当を定額交付）いたします。
 - 活動場所や町の暮らしを見たうえで、面談を行います。
- 4. 結果通知：委嘱内定【11月上旬予定】
 - メール（「内定通知書」を添付する形）で、お知らせいたします。
 - 合わせて、受諾の確認をさせていただきます。
 - 選考結果等に関するお問い合わせには、お答えできませんので、ご了承ください。
- 5. その後：内定後
 - 内定者とは、メールやLINE等で、委嘱（2026年12月1日予定）に向けたスケジュールや、準備事項等について、継続的に協議を行っていきます。

18. その他

- 募集に関する質問は、メールでお願いします。
 - ※ 質問についての回答は、2～3日程度かかることも想定されますので、募集期間（〆切り）にご留意ください。
- 合格（内定）後の住民票の異動は、委嘱要件に反する恐れがありますので、ご注意ください。
- 選考結果の通知等は、メールで行いますので、メールアドレスの記載は、誤りのないようお願いします。
- メールの送受信のチェック等は、遺漏のないようにご確認ください。

19. 応募・問い合わせ先

〒078-2512 北海道雨竜郡北竜町字和 11 番地 1 北竜町役場 まち未来戦略課

電話：0164-34-7029 メール：kikakushinkou@town.hokuryu.hokkaido.jp

20. 応募を検討している方へ

私たちが探しているのは、完成された広報責任者ではありません。

広報や編集の仕事をしていて、「この文章は、誰に届いたんだろう」と、ふと思ったことのある方。自分の経験を、部分ではなく、町の広報づくりに使ってみたい方。人に会

い、話を聞き、素材を見つけることを楽しめる方。そんな方に来ていただきたいと考えています。

北竜町には、伝えたいことがあふれています。足りないのは、それを見つけて、言葉にして、届ける人だけです。

最初の3 か月は、取材から始めてください。町の人に会い、この町を知るところから。そこから生まれる発信が、町に残る「まちの広報部」の最初のページになります。

人口 1,600 人の町の、“一人目の広報”。その席は、まだ空いています。ご応募お待ちしております。
